

福祉サービスと連携したごみの収集について

1 目的

通常のごみの収集日程に限らず、ごみを出せる訪問介護等専用の回収箱を地区市民センター等に設置し、ホームヘルパー等によるごみ出しを支援することで、福祉サービスの拡充を図り、高齢者等のごみ出しを含めた地域での生活を支えることを目的としています。

2 概要

(1) 利用の要件

所定のごみ集積場までごみを持ち出すことが困難な高齢者等のごみ出しを支援する訪問介護事業者等

高齢者等 以下のいずれかに該当する方

- ① 要介護・要支援の認定を受けている方
- ② 事業対象者
- ③ 居宅介護・重度訪問介護等の支給決定を受けている方

訪問介護事業者等 以下のいずれかに該当する事業所

《介護サービス等》

- ① 訪問介護
- ② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ③ 介護予防訪問介護相当サービス
- ④ 基準緩和訪問型サービス
- ⑤ 住民主体訪問型サービス

《障害福祉サービス》

- ⑥ 居宅介護
- ⑦ 重度訪問介護
- ⑧ 重度障害者等包括支援

(2) 対象となるごみ

訪問介護等を利用している高齢者等の自宅から出る生ごみを中心とした可燃ごみ（破碎ごみや資源物（ペットボトル含む）、粗大ごみ、剪定枝、刈草などは対象外）

(3) ごみを出せる日時 地区市民センター等の開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

3 開始時期

令和3年10月25日（月）以降順次開始

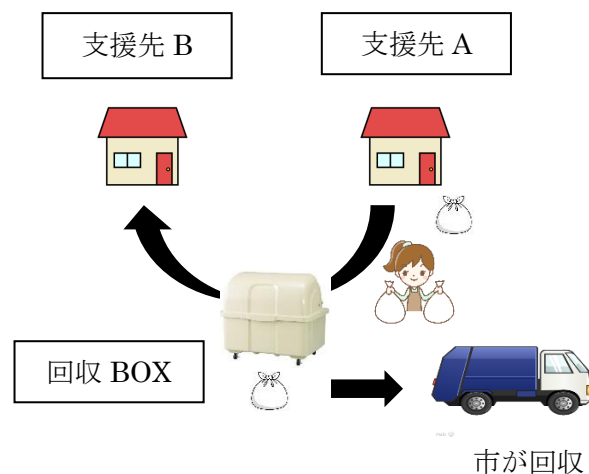
4 ごみ回収箱を設置する場所

市内の訪問介護事業所に対するアンケートで利用希望の多かった地区から段階的に設置

- 開始時 常磐、四郷、川島、大矢知の各地区市民センター及び市役所本庁
 - 11月～ 富田、羽津、日永、八郷、海蔵の各地区市民センター（予定）
- その他の地区については、設置した地区の利用状況なども踏まえて検討

5 利用の流れ

- ①利用を希望する訪問介護事業等が、事前に生活環境課へ利用を申請し決定を受ける。
(決定を受けた事業者は、利用承諾書が交付されるほか、回収ボックスのナンバー付き鍵の番号が通知されます)
- ②利用決定を受けた訪問介護事業所のホームヘルパー等が、支援先で預かったごみを回収ボックスへ出す。
(ごみは、訪問先から訪問先や事業所への移動途中に、市内のどこのボックスにでも出すことができます。ごみ袋には、ごみを出した事業所名、ヘルパー氏名を記載することが必要です)
- ③ごみ回収車が、回収ボックス設置地区の収集日にごみを収集する。



設置する回収箱 FRP 製ごみストッカー



<利用手続>

利用を希望する訪問介護事業等は、別添の「回収箱利用申請書」(四日市市のホームページからもダウンロードできます)に必要な事項を記入のうえ、環境事業課へ提出してください。

